

岩手県告示第731号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成30年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 馬淵川

2 指定区間

- (1) 左岸 岩手郡葛巻町江刈第39地割38番地先（小屋瀬川合流点）から岩手郡葛巻町葛巻第21地割2番1地先（山形川合流点）まで
- (2) 右岸 岩手郡葛巻町江刈第34地割6番1地先（小屋瀬川合流点）から岩手郡葛巻町葛巻第21地割4番2地先（山形川合流点）まで